

仕 様 書

1. 件名

静岡運輸支局管内庁舎清掃業務

2. 対象施設

別紙2のとおり

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務の内容

○日常清掃

(1) 清掃日 週3回(月・水・金) 別紙1のとおり計144日

静岡運輸支局 8時30分開始

沼津自動車検査登録事務所 8時30分開始

浜松自動車検査登録事務所 8時30分開始

(2) 清掃場所・面積 別紙2のとおり

(3) 作業内容

①床面清掃は掃き掃除又は掃除機による清掃を行い、床面に液体のこぼし物跡、足跡等がある場合、その都度部分的にもしくは全体の水拭き清掃を行う。

②ゴミ箱の内容物収集、それら容器の洗浄・集積場へのゴミ搬出、集積場の掃き掃除。(庁舎及び構内)

③階段手摺、扉、金属部分の雑巾による清掃、玄関ガラスドアの手油等、目立つ汚れの拭き取り・階段手摺及び応接机、窓口カウンター、記載台の消毒。

④便所・洗面室の清掃

- ・衛生陶器、洗面台等の清掃、鏡拭き、金属部分の清掃。
- ・床面清掃は水と洗剤を撒き、デッキブラシで全体を擦った後、汚水を水で流し、乾拭きをする。水を流せない所は汚水を拭き取った後、二度の水拭きをして、後に乾拭きをする。
- ・汚物入れの汚物処理、汚物入れ容器の洗浄。
- ・扉、間仕切り、壁面の手の届く範囲における拭き掃除。
- ・トイレットペーパー、石鹼等、衛生消耗品の確認、補充。

○定期清掃

(1) 清掃日 9月(静岡運輸支局は年1回)

7・12月(沼津・浜松自動車検査登録事務所は年2回)

清掃実施日は閉庁日又は平日の業務終了後とし、日時はあらかじめ協議のうえ決定する。

なお、発注者側に特別な事情がある場合において、実施月を変更することがある。

(2) 清掃場所・面積 別紙2のとおり

(3) 作業内容

①床面清掃

- ・掃除機等により掃き掃除を行い、ゴミ、塵、埃を除去し、ポリッシャー(中性洗剤を使用する)により洗浄を行う。
- ・洗浄後、モップ等により水拭きを行い乾燥させる。
- ・床面が乾燥後、ワックスを塗布し、乾燥させ仕上げる。

- ワックスは床面に合った物を使用すること。
- ②カーペット部分（OAフロア）の清掃は敷いたままの状態で清掃を行うこと。
- ③客溜まりの椅子、事務室等の椅子や応接セット等、移動できる物は移動させて清掃し、清掃終了後は元の位置に戻すこと。

○窓ガラス清掃

(1) 清掃日 9月（静岡運輸支局は年1回）

7・12月（沼津・浜松自動車検査登録事務所は年2回）

清掃実施日は閉庁日又は平日の業務時間中とし、日時はあらかじめ協議のうえ決定する。

なお、発注者側に特別な事情がある場合において、実施月を変更することがある。

(2) 清掃場所・面積 別紙2のとおり

(3) 作業内容

①洗剤を用いて汚れを落とし、水切りを行い、乾布等で仕上げの乾拭きをし、乾燥させること。

②作業終了後には、必ず窓の施錠をすること。

5. 注意事項

(1) 各清掃における清掃場所、作業内容の詳細については、各支局・事務所の監督・検査職員の指示によるものとする。

(2) 作業員には本仕様書及び清掃作業に必要な事項を十分に会得させること。

(3) 作業の実施にあたり、業務の支障にならないようにすること。

特に、平日業務時間中は来客者の往来が多いため、十分配慮すること。

なお、作業員が庁舎内秩序等を乱すと認められる場合は、受注者に対して、その変更を命ずるものとする。

(4) 作業の実施に際し、建物、工作物、機材、備品等に損傷を与えないように十分に注意すること。

損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責において完全に復旧すること。

(5) 清掃作業に必要な機械器具及び清掃資材、消耗品等は、全て受注者において準備すること。

ただし、トイレットペーパー・手洗い用洗剤（石鹼）・消毒液は発注者が支給する。

(6) 清掃業務遂行のために要する電気、水道、ガスの設備は無償で使用させる。

(7) 本仕様書に記載のない事項で、必要と認められる事項が発生した場合は、協議のうえ決定するものとする。

(8) 業務の執行上知り得た業務内容や個人情報等を、他に漏らしてはならない。

6. 監督

監督職員が必要と認める事項について、適宜監督する。

7. 検査

作業終了後、検査職員により仕様書に基づく検査を受け、検査合格後、作業を完了するものとする。

8. 支払

本契約は、中部運輸局及び独立行政法人自動車技術総合機構並びに受注者の3者契約であるため、当方が指定する金額にて分割し各自に請求すること。

業務日一覧表

←業務実施日

令和8年

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

4月合計業務日数 11 日

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月合計業務日数 11 日

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

6月合計業務日数 13 日

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

7月合計業務日数 13 日

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月合計業務日数 13 日

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

9月合計業務日数 11 日

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10月合計業務日数 12 日

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

11月合計業務日数 12 日

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

12月合計業務日数 12 日

令和9年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月合計業務日数 11 日

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2月合計業務日数 12 日

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

3月合計業務日数 13 日

年間業務合計日数

144 日

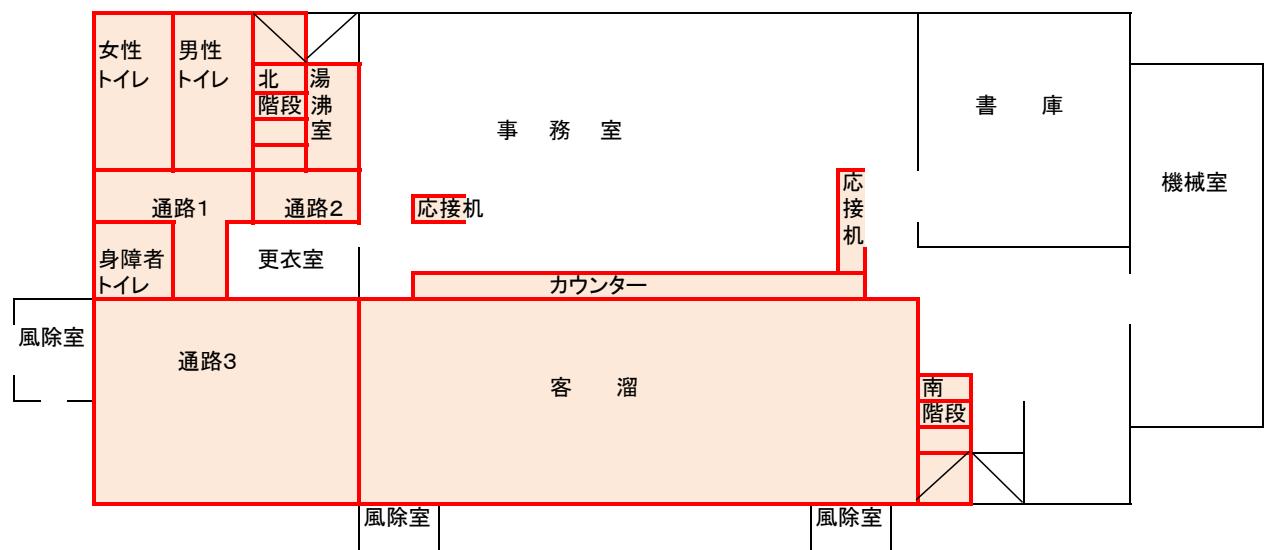
・祝日の翌々日まで休日の場合は、次の業務曜日へ

施設及び清掃場所・面積

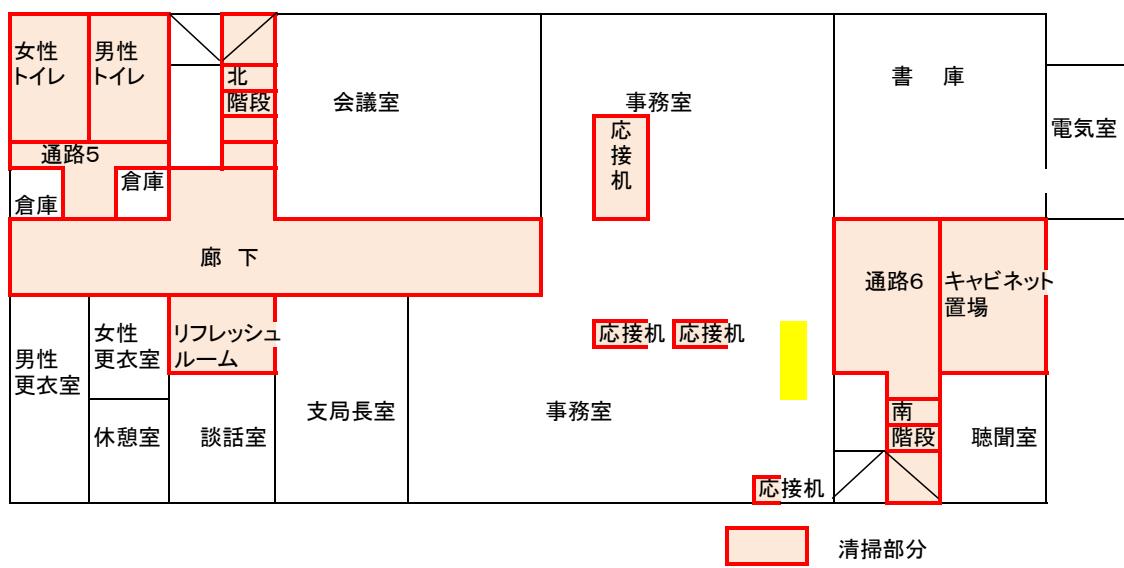
履行場所	清掃作業	面 積	清掃場所
静岡運輸支局 独立行政法人自動車技術総合機構 中部検査部静岡事務所 静岡市駿河区国吉田2-4-25	日常清掃	408. 655m ² (カーペット部分30. 79m ² 含む)	客溜・キャビネット置場・トイレ・階段・通路・湯沸室・リフレッシュルーム・応接机
	定期清掃	960. 95m ² (カーペット部分436. 98m ² 含む)	支局長室・事務室・会議室・湯沸室・トイレ・キャビネット置場・客溜・通路・検査官控室・更衣室・聴聞室・リフレッシュルーム、階段、ユーザーコーナー
	窓ガラス清掃	475. 18m ² (詳細は別紙のとおり)	庁舎・検査官控室
沼津自動車検査登録事務所 独立行政法人自動車技術総合機構 中部検査部沼津事務所 沼津市原字古田2480	日常清掃	346. 3m ² (カーペット部分26. 4m ² 含む)	事務室・客溜・所長室・給湯室・廊下・玄関ホール・トイレ
	定期清掃	390. 7m ²	事務室・客溜・会議室・給湯室・廊下・更衣室・玄関ホール・トイレ・検査官控室
	窓ガラス清掃	156. 34m ²	庁舎
浜松自動車検査登録事務所 独立行政法人自動車技術総合機構 中部検査部浜松事務所 浜松市中央区流通元町11-1	日常清掃	614. 47m ² (カーペット部分346. 59m ² 含む)	事務室・国執務室・機構執務室・客溜まり・所長室・給湯室・流し・廊下・エントランス・トイレ
	定期清掃	664. 15m ² (カーペット部分396. 27m ² 含む)	事務室・国執務室・機構執務室・客溜まり・所長室・会議室・給湯室・流し・廊下・エントランス・トイレ・検査官控室
	窓ガラス清掃	245. 00m ² (詳細は別紙の通り)	庁舎

静岡運輸支局庁舎(1階)

日常清掃



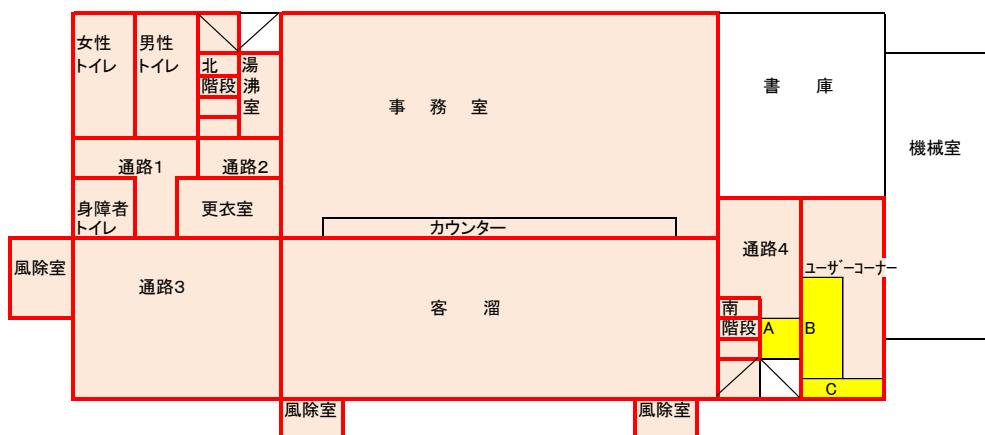
静岡運輸支局庁舎(2階)



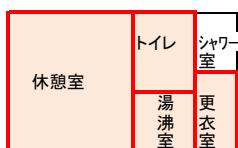
■ 清掃部分

静岡運輸支局庁舎(1階)

定期清掃

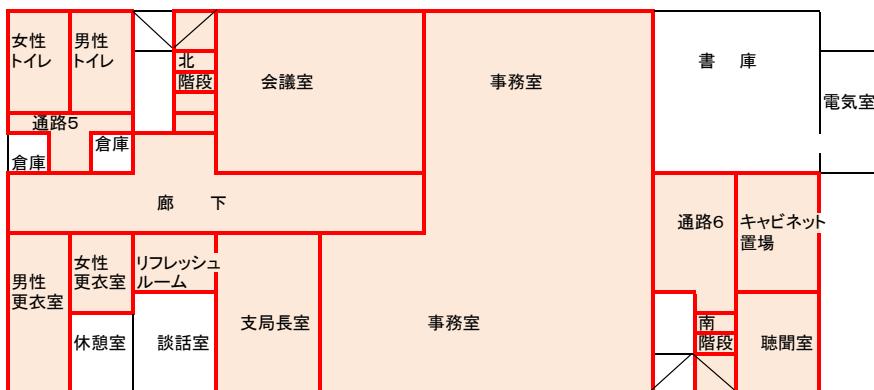


検査官控室



A: $2 \times 1.7 = 3.4 \text{m}^2$
 B: $3.3 \times 3 = 9.9 \text{m}^2$
 C: $1.7 \times 5.4 = 9.18 \text{m}^2$

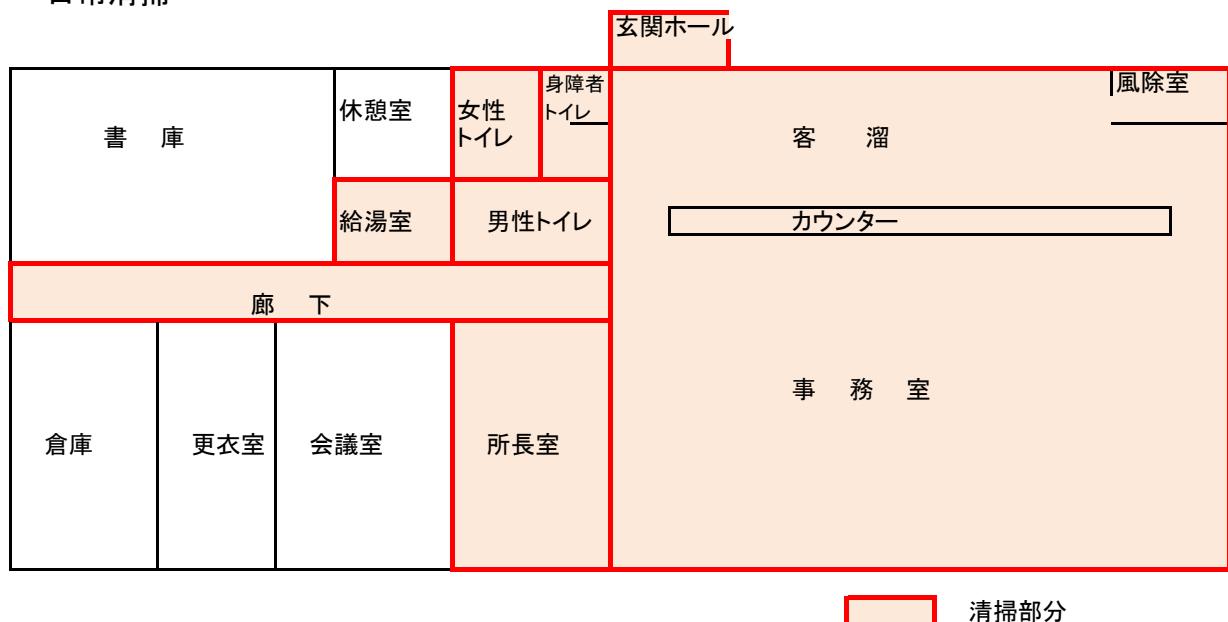
静岡運輸支局庁舎(2階)



定期清掃対象区域 (Red Boxes):

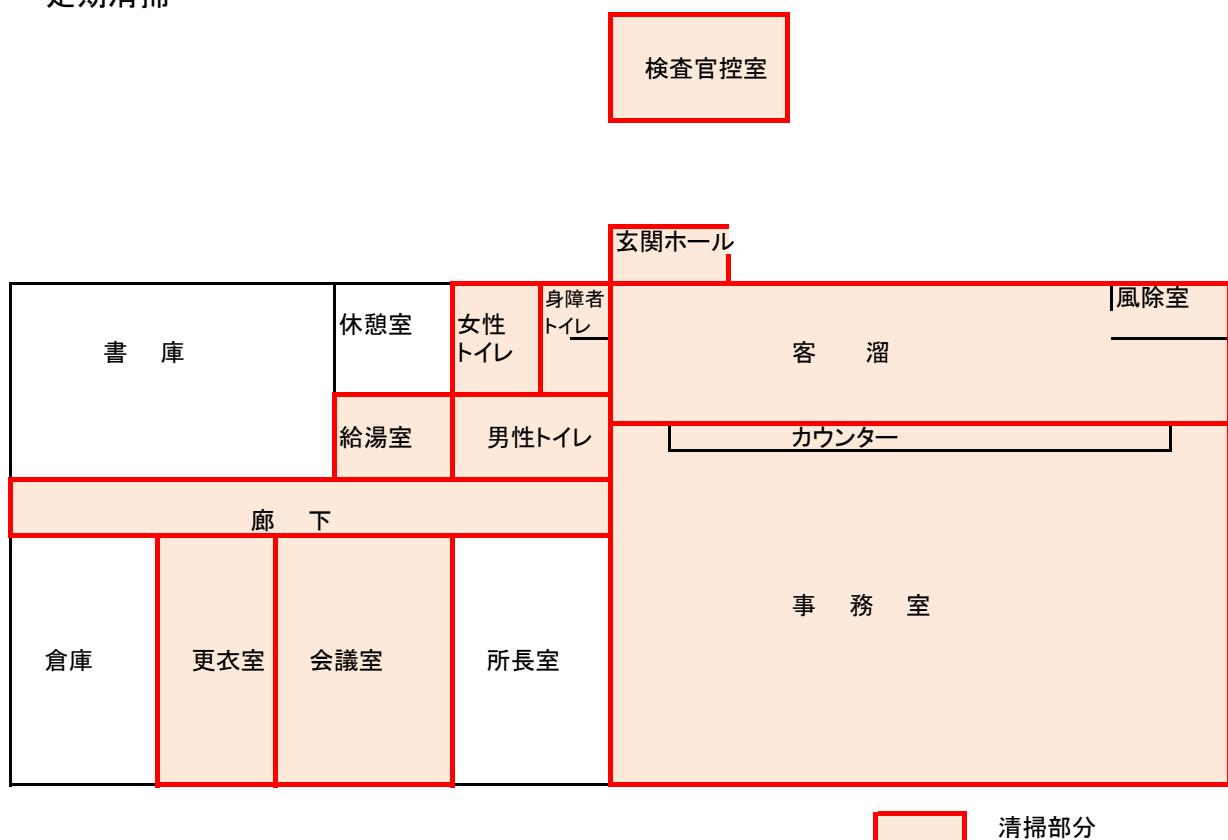
沼津自動車検査登録事務所(庁舎)

日常清掃

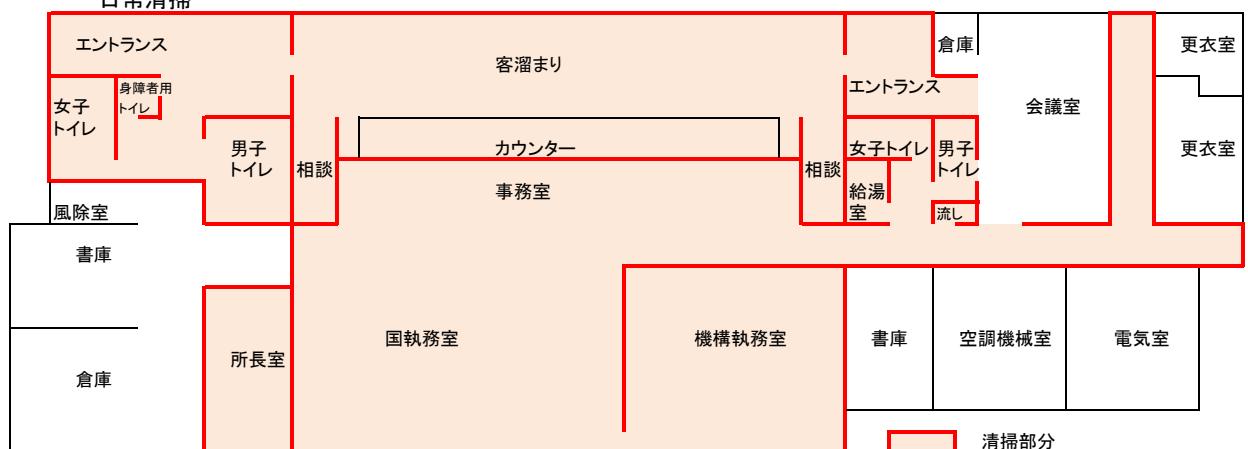


沼津自動車検査登録事務所(庁舎)

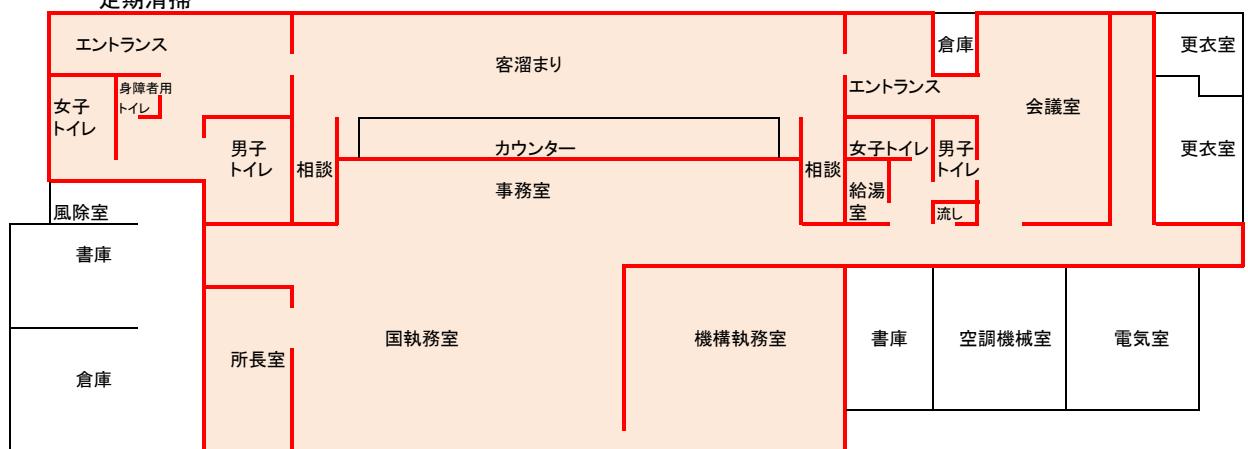
定期清掃



浜松自動車検査登録事務所
日常清掃



浜松自動車検査登録事務所
定期清掃



検査官控室

清掃部分

静岡運輸支局(本庁)

窓清掃面積求積表	(庁舎)	単位: m ²
外壁(西側)	8.06 × 33.90	= 273.23
西側平面入口部分控除	2.50 × 3.00 × 2	= △ 15.00
外壁(東側)	8.06 × 33.90	= 273.23
内壁(西側1F相当部分)	1.50 × 33.90	= 50.85
内壁(西側2F相当部分)	1.50 × 33.90	= 50.85
内壁(東側1F相当部分)	1.52 × 33.90	= 51.53
内壁(東側2F相当部分)	1.52 × 33.90	= 51.53
風除室(西2カ所外側両面)	1.90 × 5.80 × 2 × 2	= 44.08
風除室(西2カ所内側両面)	1.90 × 5.35 × 2 × 2	= 40.66
風除室(北側・両面)	7.40 × 2.30 × 2 × 2	= 68.08
窓(東西面・両面)	0.75 × 0.75 × 32 × 2	= 36.00
窓(北側2F・両面)	1.35 × 0.62 × 2 × 2	= 3.35
ドア(南側2F・両面)	0.27 × 0.76 × 4 × 2	= 1.64
計		930.03
【片面に換算】		-465.02
小計		465.02

※ 単価の基本となる清掃面積は、片側の面積で両面清掃を基本としているが、当庁舎には外面のみの清掃が可能な面(ガラスウォール)があることから、外面全面と内面の清掃が可能な部分の和を半分にした面積としている。

窓清掃面積求積表	(検査官控室)	単位: m ²
休憩室	窓 1.14 × 0.71 × 12	= 9.71
	ドア 0.79 × 0.57 × 1	= 0.45
小計		10.16

浜松自動車検査登録事務所

窓清掃面積求積表

(庁舎)

単位: m²

窓(書庫・両面)	1.46 ×	0.67 ×	2 ×	2 =	3.91
窓(事務室・両面)	1.46 ×	1.58 ×	9 ×	2 =	41.52
窓(会議室・両面)	2.30 ×	0.67 ×	4 ×	2 =	12.33
窓(エントランス・両面)	2.30 ×	0.67 ×	2 ×	2 =	6.16
窓(客溜まり・両面)	3.15 ×	1.58 ×	8 ×	2 =	79.63
窓(休憩室・両面)	1.26 ×	1.58 ×	2 ×	2 =	7.96
窓(廊下・両面)	2.30 ×	0.67 ×	1 ×	2 =	3.08
窓(休憩室・両面)	1.46 ×	0.67 ×	1 ×	2 =	1.96
窓(客溜まり・両面)	3.15 ×	1.58 ×	2 ×	2 =	19.91
ドア(エントランス・両面)	2.30 ×	2.35 ×	2 ×	2 =	21.62
ドア(エントランス・両面)	2.30 ×	3.40 ×	1 ×	2 =	15.64
ドア(客溜まり・両面)	2.30 ×	3.40 ×	2 ×	2 =	31.28
計					245.00
小 計					245.00